安全衛生管理計画作成の手引き

はじめに

事業運営に関して、各企業におかれては営業計画、生産計画等、何らかの形で計画を有しているものと思われます。

安全衛生管理計画は、これらの経営に関する計画と同様の手法で考えていただき、一般に、（１）現状の把握、分析、（２）問題点の摘出、（３）目標の設定、（４）具体的実施計画の手順で作成することになります。

安全衛生管理計画の様式は企業独自のものを作成することが望ましいと考えられ、別添は参考例を示したものです。

記載要領

１．安全衛生管理体制　について

現在の安全衛生管理の担当者を記入します。選任していた者を変更した場合は、所轄労働基準監督署へ報告する必要があります。(安全衛生推進者等については、報告する必要はありません。)

２．労働災害の発生状況　について

ア　｢死傷件数｣は、負傷と職業性疾病(中毒)の件数で、過去３年分について記入します。

イ　｢職業性疾病の発生状況｣は過去3年の間に発生したものについて、例えば、令和５年有機溶剤中毒(休業4日)１件発生と記入します。

ウ　｢無災害継続状況｣は、本計画作成時点において継続中の無災害日数及び延べ労働時間数(不休災害を除く)を記入します。

３．健康診断の実施状況　について

ア　一般健康診断の｢受診者数｣等は、年２回実施している場合は両者の合計数を記入します。

イ　特殊健康診断には、法定の有害業務に関するもの(例えば有機溶剤健診等)を記入します。

ウ　｢受診者数｣の１回目、２回目とは、年２回実施の場合について分けて記入します。

４．労働災害減少目標　について

｢安全衛生管理に関する基本方針｣には、経営者の労働災害防止についての理念や基本姿勢等、訓示的な言葉を記入します。また、全社的なスローガンを定める場合はそれも記入します。

｢災害減少目標｣は、具体的な件数や災害率の減少目標値を定め、例えば、死亡、重篤災害はゼロ、休業災害の50％減を目標とする等と記入します。なお、前年の発生件数が極めて少ない場合は｢無災害を目標とする｣等の表現となります。

｢本年度の重点実施事項｣は、特に重点として達成すべき事項又は目標を記入します。なお、個別的な項目でなくても、例えば｢KY活動の定着｣｢ヒヤリ、ハット運動を全員で｣等全体的な事項を記載しても結構です。

５．項目別実施計画　について

各項目について、まず、現状の把握分析を行って問題点を摘出し、その中から当年中に計画的に実施する事項を定めることになります。

この場合、災害発生事例、監督署から指導のあった事項等を検討することも一つの方法です。

なお、設備の改善等、経費的な裏付けを要するものについては資金計画についても検討しておく必要があります。

参考例を示しますと、次のようなものがあります。

（１）関係

・危険予知活動を採用する。

・生産ラインの班毎に安全衛生責任者を定め、安全当番制度を採用する。

・安全衛生委員会の活動を活発にするための方策を定める。

・職場の安全衛生パトロール体制を定め、定期的に実施する。

・安全、衛生の責任者の腕章(ワッペン)を着用する。

（２）関係

・作業場の安全通路を整備する。

・○○機械の安全装置を改善する。

・塗装作業場の換気設備を改善する。

・工場の手洗い、洗身設備を改善する。

・工場の一斉整理(清掃)日を定めて実施する。

（３）関係

・○○作業の安全作業標準を作成する。

・○○作業の工程(レイアウト)を改善する。(設備改善を伴う場合は(2)に記入する。)

・粉じん作業中の防じんマスク着用を徹底する。

・塗装作業の能率を向上させ、作業時間の短縮を図る。

（４）関係

・機械設備の点検、整備体制を明確にする。

・点検、整備のチェックリストを作成する。

・その他法定の定期自主検査、健診、測定等の実施計画を記入する。

（５）関係

・新規雇い入れ者の安全衛生教育(実施訓練)を行う。

・○○作業従事者の特別教育を行う。

・ツールボックスミーティング(又は、職場安全会議)を行う。

・安全講習会を開催する。(又は、外の講習会に出席させる。)

・ポスター掲示、パンフレットを作成する。

（６）関係

・敷地内又は屋内全面禁煙とする、喫煙室を設ける等分煙環境を整備する。

・安全提案制度を採用する。

・ヒヤリ、ハット運動を行う。

・朝礼でラジオ体操を行い、安全についてのワンポイントを話す。

・安全、衛生週間に行事を行う(具体的実施事項を定める。)。

・通勤等の交通安全について講習会やPRを行う。

・健康増進のため、体力測定、ソフトボール大会等のリクレーションを実施する。

・メンタルヘルスケア、シルバーヘルスプランに取り組む。

・健康の保持増進に効果のある、労働時間の短縮、年次有給休暇の計画的取得等の対策を定める。